新

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、これに消費税を加算する。ただし、女性はアユ年券4,000円 (消費税込み)、肢体不自由者は次の表の額の二分の一に相当する額とする(電子申請による場合を除く。)。また、18歳以下の者が、年齢を証する証明書(学生証、免許証等)を携帯している時に限り、アユ友釣り及びアマゴ釣りについて無料とする。次項但し書きに規定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする(消費税込み)。

ĺΗ

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、これに消費税を加算する。ただし<u>遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生はアマゴ年券2,000円(消費税込み)、女性はアユ年券4,000円(消費税込み)</u>、肢体不自由者は次の表の額の二分の一に相当する額とする(電子申請による場合を除く。)。また、18歳以下の者が、年齢を証する証明書(学生証、免許証等)を携帯している時に限り、<u>友釣り</u>について無料とする。次項但し書きに規定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする(消費税込み)。